変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年８月10日	役員の氏名	―	グレッグ・オベルティ	

⑿
届　出　日　2026年８月25日
届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国　10017-6204　ニューヨーク州　ニューヨーク　マディソン・アベニュー300番地
2026年８月21日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

⒀
届　出　日　2026年８月28日
届　出　者　デロイト・エルエルピー
住所又は所在地　英国　EC4A　3HQ　ロンドンニューストリートスクエア　1
2026年８月24日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

⒁
届　出　日　2026年９月１日
届　出　者　ケーピーエムジー　オーストラリア
住所又は所在地　オーストラリア、4000　クィーンズランド州、ブリスベン、アンストリート　80、ヘリテージレーンズ、レベル11、KPMG
2026年６月30日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

⒂
届　出　日　2026年９月３日
届　出　者　アーンスト・アンド・ヤング
住所又は所在地　アイルランド　D02　YE35　ダブリン２　ウィルトン・プレイス　ツー・ウィルトン・パーク

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年８月31日	主たる事務所の所在地	アイルランド　D02　YE35　ダブリン２　ウィルトン・プレイス　ツー・ウィルトン・パーク	アイルランド　ダブリン２　ハーコート　ストリート　ハーコートセンター　アーンスト・アンド・ヤング　ビルディング	

⒃
届　出　日　2026年９月４日
届　出　者　デロイト・エルエルピー
住所又は所在地　カナダ　M5H　0A9　オンタリオ州　トロント　スイート200　アデレード・ストリート・ウエスト８　ベイ・アデレード・センター　イースト・タワー
2026年８月31日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

三養基土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県三養基郡みやき町に事務所を有する三養基土地改良区から申請のあった定款の変更は、令和８年９月７日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和８年９月30日

九州農政局長　荻野　憲一

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年９月30日

国土交通大臣　井林　辰憲

１　処分をした年月日　令和８年８月26日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　澤﨑　幸史　一級建築士　第285254号
３　処分の内容　令和９年３月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　福島県内の建築物について、八光建設株式会社（福島県知事登録第12（605）0623号）の業務に関し、設計者として、以下の①及び②に掲げる規定に違反する設計を行った。
①　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第25条の規定に違反する設計（本件建築物は、延べ面積が1,000㎡を超える木造建築物であることから、外壁及び軒裏で延焼の恐れがある部分を防火構造としなければならないにもかかわらず、レストラン棟の外壁で延焼の恐れがある部分について、防火構造ではない設計）を行った。
②　法第35条に基づく建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第310号）の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第128条の２第２項の規定に違反する設計（本件建築物は、同一敷地内に２以上の建築物がある場合で、その延べ面積の合計が1,000㎡を超えるときに該当するため、延べ面積の合計1,000㎡以内ごとの建築物に区画し、その周囲に幅員が３m以上の通路を設けなければならないにもかかわらず、これを設けない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年９月30日

国土交通大臣　井林　辰憲

１　処分をした年月日　令和８年８月26日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　川又　祐一　一級建築士　第282150号
３　処分の内容　令和９年３月１日から業務停止14日
４　処分の原因となった事実　京都府内の建築物について、株式会社川又建築設計事務所（大阪府知事登録㈱第12061号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第40条及び同法第43条第３項に基づく京都市建築基準条例（平成13年４月５日条例第１号）第32条の規定に違反する設計（都市計画区域内において、交差点の側端から７m以内の道路に接する場所（ただし、別に定める基準に適合するものは交差点の側端から５m以内の道路に接する場所）に自動車車庫等の自動車の出入口を設けてはならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１６７６号

福岡市東区原田４丁目31番18－301号　シティライフ箱崎12
債務者　奥井　健介

１　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　早織
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後３時15分
５　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで

福岡地方裁判所第４民事部